

【新潟産業人クラブ（先端技術研究会）会則】

- 第1条（名称） 本会は名称を「新潟産業人クラブ」（先端技術研究会）とする。
- 第2条（目的） 本会は人脈づくりを目的とする。
- 第3条（事業） 本会は第2条の目的達成のために次の事業を行う。
1 例会 2 小グループ懇親会 3 情報交換会 4 工場見学会
5 会員への情報提供 6 その他、必要な事業
- 第4条（会員） 本会は、設立目的に賛同する法人をもって組織する。
- 第5条（役員） 1 本会は会を運営するため役員会を構成し、会長1名、直前会長、副会長複数名、会計監査2名の役員をおく。
2 会長は会を代表し、役員会を招集して決議事項を執行し、会務を統轄する。
3 役員は会員の中から総会で選任する。
4 役員の任期は2年で、再任もできる。
5 役員は原則として無報酬とする。
6 役員に欠員が生じた場合は新たに選任し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 第6条（監事） 日刊工業新聞社 東京支社長を本会の監事とし、監事は役員会の求めに応じて本会の運営に助力する。
- 第7条（名誉会長、参与） 役員会は本会事業に資するため名誉会長、参与を認めることができる。
- 第8条（事務局） 本会は事務局を日刊工業新聞社 新潟支局内におき、同支局長を事務局長とする。
- 第9条（総会） 1 定時総会は年1回、9月に開催する。
2 定時総会では前年度の事業報告及び収支決算、当該年度の事業計画及び収支予算、その他役員会が必要と認める事項を決議する。
3 臨時総会は役員会が必要と認めたとき、もしくは5分の1以上の会員から会議の目的を明らかにした上で請求があった場合にすみやかに開催する。
4 総会は会長を議長とし、議長は表決権を持たない。
- 第10条（議決） 1 会員の表決権は平等とする。
2 総会は全会員の3分の1以上の出席を以て決議可能とする。
3 総会に出席できない会員は他の会員に委任することができるが、表決権を持ち総会に出席する会員以外には委任できない。
4 前項の条件を満たした委任状の提出があった場合は出席者数に算入する。
5 総会の議事は、会則の変更を除いて出席会員の表決権の過半数で決める。賛否同数の場合は議長が決める。
6 会則の変更は、総会における表決権の4分の3以上の同意を必要とする。
- 第11条（会計） 1 本会の経費は入会金、年会費、寄付金その他の収入を充てる。事業によっては参加会員に費用を求めることがある。
2 年会費は7万円とする。
3 本会の経費、資産の管理は会長または事務局が行う。
4 本会の会計年度は8月1日に始まり翌年7月末日に終わる。
- 第12条（入会） 1 入会には役員会の承認を必要とする。
2 入会金は3万円とする。
3 会期途中の入会の場合の年会費は月割とする。
- 第13条（退会） 1 会員が年会費を会期末までに入金しない場合は退会を勧告する。
2 本会の名誉を毀損する行為があったとき、役員会は当該会員を退会させることができる。
- 付 則 会則に定めのない事項については役員会で決める。
- 制 定 昭和59年8月21日
- 改 正 平成19年9月13日、平成21年9月16日、平成27年9月18日、
平成28年9月13日、平成29年9月13日

新潟産業人クラブ 入会申込書

クラブの趣旨に賛同し、入会を希望します。

ふりがな		生年月日	昭和 年 月 日 生
ご 氏 名		年 齢	(才)
貴 社 名			
所 在 地	〒		
電話番号		創立年月日	年 月 日
FAX番号		資 本 金	円
携 帯 電 話		年 商	円
役 職 名		従 業 員 数	人
業 種			
営 業 品 目			
ホームページ	http://		
メールアドレス	(本人用)	(会社代表)	
ご自宅所 在	〒 TEL.		
最 終 学 歴		出 身 地	
経 歴			
何代目の 社長ですか?		社長に就任 した年令	才
趣味・特技			
紹 介 者			
入 会 に あたって	(抱負、期待、こんなことができます等)		

◎紹介用顔写真の添付をお願いいたします

※事務局使用欄

入会年月： 年 月より
入会金： 30,000 円
今期会費： 円(か月分)

新潟産業人クラブ (先端技術研究会)

日刊工業新聞社 新潟支局内 (新潟市中央区白山浦1-614 白山ビル5F)
〒951-8131 TEL025(233)3883 FAX025(233)6127